

東邦大学理学部教育開発センター細則

(趣旨)

第1条 この細則は、理学部教育開発センター（以下、「センター」という。）の運営を円滑にするために必要な事項を定める。

(センターの専務事項)

第2条 センターは、以下の事柄を当面の専務事項とする。

- (1) 初年次教育の点検と整備（入学前教育、リメディアル教育を含む）
- (2) キャリアセンターと連携してのキャリア教育の充実
- (3) 学部共通教育の整備・充実
- (4) 学生の学習環境および学習支援に関わる事柄の点検と整備
- (5) 科学教育連携事業の推進と運営
- (6) 高等教育に関する情報の学内外への発信および各種の啓発活動の実施
- (7) FD活動の企画・推進・実施・支援
- (8) 授業改善に関する取り組みの企画・推進・実施・支援
- (9) その他

2 センターの専務事項は、センター会議において隨時検討し、必要があれば追加・変更を行う。

(センター会議の開催と議決)

第3条 センター会議は、センター長、センター員の過半数の出席をもって成立する。

2 センター会議の議決事項は、出席者の過半数でもって決する。賛否同数の場合は、議長（センター長）の投票による。

3 事務局員およびオブザーバーは、原則として議決権を有しない。
(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成23年7月27日より施行する。